

第 4 回石川町農業委員会総会議事録

- 1 招集年月日 令和 6 年 4 月 1 7 日(水) 午後 1 時 3 0 分
- 2 招集場所 石川町役場 3 階 正庁兼議場
- 3 議案
 - (1) 議案第 1 2 号
農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (2) 議案第 1 3 号
農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (3) 議案第 1 4 号
荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

出席委員

農業委員 9名

1番	黒崎	佳奈	2番	鈴木	義延	3番	永沼	善恵
4番	岩谷	金良	5番	野内	誠	6番	大串	政一
7番	近内	貞夫	8番	泉	利夫	9番	根本	常和

事務局

事務局長

荒木 成輔

農地管理係長

岸浪 正徳

書記

会田 勇輝

議 長 本日の農業委員の出席は9名です。定足数に達しておりますので、只今より第4回石川町農業委員会総会を開きます。

議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議ないものと認め、5番 野内 誠委員、6番 大串政一委員を指名いたします。

(1) 議案第12号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 議事に入ります。議案12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

只今、説明しました農地法第3条第1項番号1につきましては、農地法第3条第2項の不許可要件に該当していないことを報告いたします。

・議 長 農地法第3条第1項番号1を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 農地法第3条第1項番号1の所有権移転について調査した結果を報告いたします。

令和6年4月9日、午前10時から農業委員根本常和さん、農地利用最適化推進委員の近藤強さん、譲受人〇〇〇〇さんと、私の4人で現地調査を行いました。

場所は、県道〇〇〇〇線を〇〇〇〇方面に向かい、〇〇〇〇右折し、約〇〇〇〇km先のイセキ〇〇〇〇の100m先を右折し、約〇〇〇〇km進み〇〇〇〇道路の〇〇〇〇m手前を右折し、〇〇〇〇m先の字〇〇〇〇番の〇〇〇〇㎡です。

譲渡人の〇〇〇〇さんは、高齢となり手が回らない畑も出てきました。当該地は、細長くて耕作しにくいいため、隣地を耕作している〇〇〇〇さんに譲渡することになりました。

〇〇〇〇さんは、自作地の隣地なので一枚の圃場として耕作することができます。また、さんは、リンゴ栽培を軸に地区の中堅農家として活躍しています、

以上、この案件は問題ありませんので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号1の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第12号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

(2) 議案第13号

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

・議 長 次に、議案第13号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

・事務局長 (朗読説明)

只今説明しました申請地の農地区分につきましては、番号1については第2種農地、番号2は第2種農地であります。

・議 長 農地法第5条第1項番号1を調査されました野内誠委員に報告を求めます。

・野内誠委員 農地法第5条第1項番号1を調査した結果を報告いたします。

4月9日午前9時30分から、荒木事務局長、岸浪係長、代理人で行政書士の〇〇〇〇さん、農業委員の根本常和さん、農地利用最適化推進委員の近藤強さんと私の6人で現地調査を行いました。

場所は、国道〇〇〇〇号線を〇〇〇〇方面に向かい〇〇〇〇橋を右折し、約〇〇〇〇m先を右折し、約〇〇〇〇側の字〇〇〇〇番〇〇〇〇の〇〇〇〇㎡です。

申請人の〇〇〇〇さんは、現在福島市のアパートに妻と子ども2人で

住んでおり、3人目の子どもが5月に出産予定です。

今後、両親には生まれてくる子どもたちの面倒を見てもらい、また、将来、実家に戻って家業を手伝う予定をしていたので、これを機に将来設計を考え、実家近くに自己住宅を建築することになりました。

土地の選定は、実家の近くという条件で探しましたが、なかなか適当な場所がなく、そんな折、実家の父から今回の申請地を勧められ、条件に合うので選定しました。

敷地内は造成転圧を施し、土砂の流出のないようにします。生活雑排水は浄化槽にて処理後、西側の町道側溝に流します。雨水は自然浸透及び集水枥を設置し、西側の町道側溝へ排水します。取水は、西側の既存町上水道本管より引き込みます。

周辺に日照被害を与えない場所に建築し、周辺農地への支障を及ぼさないよう留意します。

以上、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお只今、報告のありました農地法第5条第1項番号1の件について、何かご意見等ございましたか。

・ 議 長

(「異議なし」の声あり)

・ 議 長

異議のないものと認め、議案第13号 農地法第5条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

・ 議 長

続きまして、農地法第5条第1項番号2を調査されました泉利夫委員に報告を求めます。

・ 泉利夫委員

農地法第5条第1項番号2を調査した結果を報告いたします。

令和6年4月9日、午前9時から代理人の行政書士 ○○○○さん、荒木事務局長、岸浪係長、農地利用最適化推進委員の伊藤さんと私の5名で、字飛ヶ作12番4、地目 畑、地積158㎡の一部68.07㎡の現地調査を行いました。

場所は、石川町役場から国道○○○○線を○○○○方面に向かい、○○○○km先の信号機を○○○○道路側に左折し、○○○○0m先を字○○○○方面に右折し、○○○○m進んだ所の右側に位置します。

転用の目的と選定理由と必要性は、現在実家に申請人の妻、両親、姉、

弟の6人で住んでいますが、結婚して1年になることから家族も増え、将来のことを考えると部屋がなく手狭であるため、この機会に自己住宅を建築することとしました。申請人は長男であることから、将来は家業を継ぎ両親の面倒を見ようと思っていますし、子どもが生まれたら両親に面倒を見てもらいたく、現在の実家の隣接地で土地を探しましたが、条件に合う土地が見つかりませんでした。そこで、現在の実家に隣接する父所有の土地があり、借り受けることができることから、農地ではありますが、やむを得ず選定することとなりました。

申請地の隣接状況は、申請地を必要最低限の面積に抑えるため、集団農地の蚕食や分断、また日照等への影響はありません。水道は町の上水道より給水します。雨水は自然浸透及び集水桝で南東側の町道側溝へ排水します。生活雑排水は浄化槽により処理し南東側の町道側溝へ排水します。

以上、調査した結果、この案件は問題ありませんので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

・ 議 長 只今、報告のありました農地法第5条第1項番号2の件について、何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・ 議 長 異議のないものと認め、議案第13号 農地法第5条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

(3) 議案第14号

荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について

・ 議 長 次に、議案第14号 荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

・ 事務局長 〈朗読説明〉 ※朗読説明終了後、「スライドを確認」

・ 議 長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について一括で審議することに何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは荒廃農地に係る非農地判断の可否の決定について何かご意見

等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。

ご意見等ございませんか。

・鈴木義延委員 番号127の所有者の姓の漢字、二〇とあるが二△ではないか。

・事務局長 野木沢地区に二〇との姓があり記載のとおりであります。

・鈴木義延委員 了解しました。

・議長 他にご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議長 異議のないものと認め、議案第14号 荒廃農地に係る非農地判定の可否の決定について、番号1から番号131を一括して承認するものと決定いたします。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

午後2時25分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和6年4月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員長 _____

議事録署名人 _____ 5番

_____ 6番